

豊橋市行政改革推進本部専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域主権の時代にそなえ簡素で効率的な行政システムを確立するにあたり、行財政改革に関して戦略的かつ効果的な展開を図るため、豊橋市行政改革推進本部専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 本市の行財政改革プランの策定に関する提案及び助言を行う。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長を置く

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が主宰する。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日(決裁日)から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。